

放送番組の種別

放送法等の一部を改正する法律（平成23年3月31日施行）で新たに導入された番組の種別の公表制度に基づき、高知放送は番組調和原則の確保を図るため、「放送番組の種別の基準」を策定し、年2回（4月・10月）「放送番組の種別ごとの放送時間」等を公表します。

※番組調和原則… 放送番組を「教養」「教育」「報道」「娯楽」「その他(1)通信販売(2)その他」に区分し、相互間の調和を保つようにする原則

<<放送番組の種別の基準>> 平成23年9月16日策定 株式会社高知放送		
種別	種別の基準	
報 道	社会にとって重要なあるいは関心のある時事的な出来事や動きを報じる番組。	
教 育	知見を広め、情操を豊かにし、倫理性を高め、かつ生活の向上を意図した番組であって、学校教育または社会教育に資することを意図した番組。	
教 養	知見を広め、情操を豊かにし、倫理性を高め、かつ生活の向上を意図した番組。ただし、教育に属するものを除く。	
娯 楽	スポーツ、音楽を含め、生活を明るく、楽しく豊かにすることを意図した番組。	
その他	通信販売	商品又はサービスの通信販売を目的とした番組。
	その他	上記のいずれにも属さないもの。 (局からのお知らせ・あいさつ、番組予告、政見放送など。)